

事 務 連 絡  
令 和 元 年 7 月 3 1 日

各都道府県建築行政主務部 御中

国土交通省住宅局建築指導課

建築基準法第 12 条第 3 項等の規定に基づく検査等の適切な実施について

今般、厚生労働省医政局地域医療計画課において、病院の非常用電源の確保及び点検状況の調査（「病院が有する非常用電源に係る保安検査の実施の徹底について」（平成 30 年 6 月 22 日付け医政地発 0622 第 5 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）の結果が公表されました。点検未実施と回答したものについては、各都道府県衛生主管部（局）長宛てに、関係法令（電気事業法、消防法及び建築基準法）の規定に基づく点検等の実施状況を確認の上、必要に応じて指導するよう通知が発出されました。

特定建築設備等については、建築基準法第 12 条第 3 項の規定に基づき、政令で定めるもの及び特定行政庁が指定するものの所有者は、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員に検査をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない旨が規定されています。また、国、都道府県又は建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物の特定建築設備等についても、同条第 4 項の規定に基づき、定期に、点検を実施することが規定されています。

つきましては、貴都道府県衛生主管部局等と連携し、建築基準法に基づく特定建築設備等の非常用電源（予備電源）の点検等を実施していない病院に対して、点検等が適切に実施されるよう指導をお願いします。

なお、貴管内特定行政庁に対しても、この旨周知方をお願いします。